

勝山市において建築確認申請をされる皆様へ

勝山市役所

住所：勝山市元町 1 丁目 1 番 1 号

電話：0779-88-1111（代表）

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ各窓口にも相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口	備 考
農地	市農業委員会事務局	原則として許可が必要です。
上下水道	市上下水道課	
勝山市特別用途地区及び特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例に基づく用途規制区域	市都市政策課	左記条例に基づく用途規制を行っています。 (各地域の制限)
勝山市景観条例に基づく景観形成地区と市内全域 (本町通り、平泉寺区など)	市都市政策課	建築物などの制限
福井県屋外広告物条例に基づく禁止区域 (幹線沿いなど)	市都市政策課	

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより奥越土木事務所から勝山市に照会を行います。上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、勝山市担当部署からも問合せをさせていただきますことがありますので、あらかじめご了承ください。